

「平成31年度京都市精神保健福祉相談員養成研修に係る業務」 における公募型プロポーザル実施要領

本市では、精神保健福祉分野への職員の配置において、精神保健福祉相談員（以下、「相談員」という。）が配属されており、地域で生活する精神障害者の支援の充実を図っています。

これまで、相談員資格取得講習会を受講し、相談員資格を取得した保健師が相談員として配属されておりましたが、保健師全体の総合的対応力の向上によって、市民の保健福祉の更なる向上を図る観点から、現行の相談員資格取得制度を抜本的に見直し、新しく精神保健福祉相談員養成研修を実施します。

今回、精神保健福祉相談員養成研修に係る業務の一部を、研修会や講習会等運営のノウハウを持つ民間業者委託により実施します。

つきましては、下記の通り、プロポーザル方式により受託候補者の選定を行いますので、参加者を募集します。

記

1 業務内容の概要

- (1) 名 称 平成31年度京都市精神保健福祉相談員養成研修
- (2) 内 容 別紙1「平成31年度京都市精神保健福祉相談員養成研修に係る業務委託仕様書」参照
- (3) 委託期間 2019年（平成31年）契約締結日から2020年3月31日

2 予定価格の上限等

- (1) 委 託 料 2,500,000円を上限とします。
- (2) 事務経費等 業務に必要な物品等は、受託者が準備するものとします。
(ただし、パソコンは委託者が準備します。)

3 応募資格

次に掲げる要件をすべて満たす者とします。

- (1) 京都市競争入札等取扱要綱第5条の規定に基づく競争入札有資格参加者名簿に登載されている者であり、公募開始日から選定結果の通知の日までの期間に、京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止を受けていないこと。
- (2) 会社更生法、民事再生法等による手続を行っていないこと。
- (3) 個人情報の取扱いについて適切な保護措置を講じており、プライバシーマークを取得し2年以上経過し、現在も継続して保有していること。
- (4) 過去5年間（平成26年度～平成30年度）において、当該業務と同種又は類似業務への実績を有すること。

4 参加手続等

参加を希望する場合、次のとおり提出してください。

- (1) 受付期間 2019年(平成31年)4月10日(水)午後5時まで(必着)
- (2) 受付場所 〒604-8854 京都市中京区壬生仙念町30番地
京都市こころの健康増進センター 相談援助課
電話 075-314-0355
- (3) 申請方法 「参加表明書」(様式1)に必要事項を記入し、(4)の必要書類(各1部)と併せて持参又は郵送すること。
- (4) 必要書類
 - ア 参加表明書(様式1)
 - イ 会社概要がわかる書類(パンフレット類)
 - ウ プライバシーマークを取得し、2年以上経過していることが分かる書類(許諾証の写し等)
 - エ 過去5年間(平成26年度～平成30年度)の同種又は類似業務での受注実績(様式2)
- (5) 参加表明書等の無効
 - 参加表明書等が次に掲げる場合に該当するときは、参加の対象外とし、電子メール及び書面により、その旨を通知します。
 - ア 「3 応募資格」に掲げる資格のない者が提出した場合
 - イ 提出期限、提出先及び提出方法に適合しない場合
 - ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
 - エ 虚偽の内容が記載されている場合

5 プロポーザル参加に関する質問

- (1) 受付期間 2019年(平成31年)4月12日(金)午後5時まで(必着)
- (2) 受付場所 〒604-8854 京都市中京区壬生仙念町30番地
京都市こころの健康増進センター 相談援助課
メール：kokoro-center@city.kyoto.lg.jp
- (3) 質問方法 「プロポーザルに関する質問」と件名を記入したうえで、電子メールで提出してください。電話での質問は一切受け付けません。
なお、質問の提出は、「4 参加手続等」に記載する参加表明書及び関係書類を提出した者のうち、参加資格がある者(以下「参加者」という。)に限ります。
- (4) 回答 2019年(平成31年)4月16日(火)までに、参加表明のあったものすべてに対して電子メールで回答します。

6 企画提案書の提出

別紙2「平成31年度京都市精神保健福祉相談員養成研修に係る業務」に係るプロポーザル企画提案書等作成要領に基づき作成し、次のとおり提出してください。

- (1) 提出期限 2019年(平成31年)4月18日(木)午後5時まで(必着)
- (2) 受付場所 〒604-8854 京都市中京区壬生仙念町30番地
京都市こころの健康増進センター 相談援助課
電話 075-314-0355
- (3) 提出資料 企画提案書(6部) 見積書及び経費内訳書(1部)
- (4) 提出方法 郵送又は持参
- (5) 企画提案書等の無効
企画提案書等が次に掲げる場合に該当するときは、選定の対象外とし、電子メール及び書面によりその旨を通知します。
 - ア 提出期限、提出先及び提出方法に適合しない場合
 - イ 提案内容が記載されていない又は提案内容に違法な点がある場合
 - ウ 虚偽の内容が記載されている場合
 - エ 企画提案書等に見積金額が記載されていない場合又は記載された見積金額が委託金額の上限価格を超えた場合

7 企画提案書等に関するヒアリング

- (1) 日 時 2019年(平成31年)4月22日(月)午後
- (2) 実施場所 京都市こころの健康増進センター
- (3) 方 法 提案者による説明20分程、委員からの質問10分程
- (4) 注意事項
 - ア 応募多数の場合は、企画提案書等の提出書類のみを用いてヒアリング対象となる提案者の選考を行う場合があります。当該書類選考の結果、ヒアリング対象とならなかった提案者に対しては、電子メール及び書面により通知します。
 - イ 原則として、ヒアリングに参加しなかった者又は指定の時間に10分以上遅刻した提案者は選定の対象外となります。
 - ウ 説明にパソコン、プロジェクター等を使用する場合、提案者の持参になります。

8 受託候補者の選定

- (1) 選定方法
企画提案書等の提出書類及びヒアリングに基づき、「平成31年度京都市精神保健福祉相談員養成研修に係る業務受託予定者選定委員会」において審査し、最も優れた提案があった者を受託候補者に決定します。
- (2) 評価項目
別表「平成31年度京都市精神保健福祉相談員養成研修に係る業務」提案における評価基準」参照
- (3) 選定結果の通知
ヒアリング実施日から概ね3営業日後に、提案者全員に電子メール及び書面により通知するとともに、本市ホームページに公開します。

9 契約手続

選定された受託候補者は、提出書類に基づき、具体的事業内容を本市と協議するものとし、本市と受託候補者との間で具体的事業内容及び契約金額について合意に達した場合に限り、委託契約を行うものとします。

協議が整わなかったときは、次に高い評価を獲得したものから順に、受託候補者として契約締結の協議を行います。

10 留意事項

- (1) すべての提出書類の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とします。
- (2) 公募手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本円に限ります。
- (3) 提出期限以降における企画提案書の差替え及び再提出は、受け付けません。
- (4) 提出書類等の返却は行いません。
- (5) 提出書類は公文書公開請求があった場合、公開することがあります。

11 スケジュール

2019年（平成31年）4月1日（月）	募集開始
2019年（平成31年）4月10日（水）	参加表明締切
2019年（平成31年）4月12日（金）	質問受付締切
2019年（平成31年）4月16日（火）	質問への回答
2019年（平成31年）4月18日（木）	企画提案書等提出締切
2019年（平成31年）4月22日（月）	ヒアリング
2019年（平成31年）4月25日（木）	結果通知
2019年5月上旬	契約締結

12 問合せ先及び提出先

〒604-8854

京都市中京区壬生仙念町30番地

京都市こころの健康増進センター相談援助課（担当 杉山，山田）

電話：075-314-0355（平日午前8時30分～午後5時）

FAX：075-314-0504

メール：kokoro-center@city.kyoto.lg.jp